

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 神奈川県
（氏名） A

上記被審人に対する令和5年度（判）第14号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金492万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和6年3月26日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和6年1月25日

金融庁長官 栗田 照久

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、コンテンツの企画、開発及び制作等を目的とする株式会社スクウェア・エニックス（以下「スクエニ」という。）の社員らが、各種ソフトウェアの企画及び開発等を目的とする株式会社エイチーム（以下「エイチーム」という。）とスクエニが共同で進めていたゲームタイトル「FINAL FANTASY」の関連作品となるスマートデバイス向け新作ゲーム（以下「本件ゲーム」という。）の開発に係る業務提携契約の履行及び本件ゲームの配信開始後にその配信等を共同して運営していく旨の業務提携契約の交渉に関し知り、その後、スクエニの社員であったBが職務に関し知った、①本件ゲームの共同開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなどのエイチームの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実及び②エイチームの業務執行を決定する機関が前記交渉に係る業務上の提携を行うことについての決定をした旨のエイチームの業務等に関する重要事実の伝達を、知人であったBから、令和2年12月28日頃に受けながら、法定の除外事由がないのに、前記各重要事実の公表がされた令和3年2月27日午前2時58分頃より前の同年1月14日から同年2月19日までの間、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所が開設する金融商品市場等において、同市場（市場第一部）に上場されていたエイチーム株式合計1万株を、自己の計算において、買付価額合計1186万560円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第166条第3項、第1項第5号、第4号、第2項第4号、第1号ヨ（令和元年法律第71号による改正前のもの）、第176条第2項、金融商品取引法施行令第28条第1号（令和3年政令第21号による改正前のもの）

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(1,679円)に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(1,679円×10,000株)

－ (1,102円×1,000株+1,110円×200株+1,115円×200株

+1,120円×400株+1,123円×500株+1,125円×500株+1,127円×100株

$$\begin{aligned} &+1,128.6 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 1,128.7 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,130 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ &+ 1,137.7 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,147 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 1,175 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ &+ 1,190 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 1,200 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,209 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 1,235 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\ &+ 1,241 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 1,243 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 1,247 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\ &+ 1,253 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 1,259 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 1,260 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\ &= 4,929,440 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、4,920,000円となる。